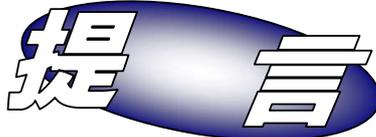


## オピニオン



このコラムは運用会社や金融機関のエキスパートの方に執筆をお願いしています。

2024年から開始される新しい少額投資非課税制度（新NISA）は、利用者にとっても非課税メリットや使い勝手の良さが大幅に向上するだけでなく、足元、行き詰まり感のある預かり資産ビジネスの成長ドライバーになり得るものとして金融業界の期待感も大きい。各金融機関の企画部門はその移行準備に忙しくしているように見受けられる。非課税枠の大幅な拡充のみならず、これまで有期限だった非課税保有期間が無期限となることによって、生活者の遠い将来の備えのための長期の資産運用にNISA制度を活用できるようになった。利用者の大幅な増加が予想され、「貯蓄から資産形成へ」の動きが加速することは間違いないように思われる。

そんななか、注目されていた成長投資枠から除外される投資信託の基準がようやく先月末3月31日に金融庁から告示という形で公表された。「アクティブ運用を行う外国債券投信も除外されるのではないか」という一部報道もあったものの、蓋を開けてみるとそのような除外基準は設けられておらず、あらかじめ公表されていた高レバレッジ型投信の除外について、「ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと」という現行のつみたてNISAと同じ基準が適用されることが明確にされたものにとどまっている。アク

ティブ型の外国債券投信が一般的に除外されるのではないかと懸念していた資産運用会社の関係者はひとまずほっとしたのではないだろうか。

ただ、新NISA制度を長期的な資産運用に活用してもらいたいという当局の想いは理解できるし、それゆえ長期的な資産運用になじまない投信商品は制度で利用されるべきではないという考えも共感できる。しかし、新制度においてつみたて投資枠と成長投

### 新NISA対応に 運用会社の創意工夫を

資枠という2種類のカテゴリーを設けるのであれば、成長投資枠の対象にならない投信商品の除外基準をあえて定める必要は無いのではないだろうか。つみたて投資枠と同様の基準で対象投信を除外するのであれば、成長投資枠という別のカテゴリーを設ける意義が薄れるように思える。長期的な資産運用に最適なカテゴリーとしてつみたて投資枠を設けるのであれば、それとは別の成長投資枠をどのように活用するかは、利用する主体である生活者の判断や金融機関の創意工夫に委ねるべきであったように感じる。

一方、大枠のあるべき方針を示し、実際の運用は金融機関に委ねるというシンプルベースのやり方ではとても

目指す通りにはいかないという当局のフラストレーションも理解できる。それがゆえに「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着についても、昨年からの議論でより細かなルールベースでの運用を含めざるを得ない状況にあり、今回の新NISA制度の成長投資枠の対象投信の除外基準の設定においても、そのようなフラストレーションが背景にあったことは想像に難くない。とても金融機関の創意工夫に委ねては長期の資産運用に資するような制度利用が進まないとの問題意識が拭い去れなかったのだろう。

確かに、新NISA制度への移行が公表された後の資産運用会社の動きを見ていても、この機会にこれまでの投信商品の提供が個人の資産運用行動を変えるに至らなかった理由を総括し、今後自分たちがどのようなサービスを提供すべきなのかを改めて検討した様子はない。ただ単に投信商品の運用報酬を引き下げること新NISA対応とする動きに終始しており、その創意工夫の姿勢の無さには目を覆いたくなるばかりである。

足元、経済環境がインフレに進みつつあるなか、我が国の生活者のライフプランにおける資産運用の重要性は高まっており、金融機関のサポートが今まで以上に必要になってくる。無思考の前例踏襲の姿勢を捨て、これまでになかった新しい付加価値を提供する資産運用サービスの開発に資産運用会社の創意工夫が発揮されることを願ってやまない。

（〇次郎）